

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日において、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 業務ごとに別記2に掲げる要件をすべて満たす者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認書（別紙1）
- (2) (1)の書類の提出日時及び提出方法
 - ア 提出日時及び場所 別添入札公告3のとおり
 - イ 提出方法 (1)の書類は、持参又は staff@tobezoo.com へメールで提出すること。
 - ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。
- (3) 事前確認の方法
事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。
- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

ものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札は即時開札とする。

(7) 予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金
免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ついては、次の事項に留意すること。

- ① 「愛媛県立とべ動物園維持管理業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」に基づき、最低制限価格が設定されていること。
 - ② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定すること。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否
要

9 契約条項
契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

動植管 第1号 愛媛県立とべ動物園(A工区) 植栽地管理委託業務
動植管 第2号 愛媛県立とべ動物園(B工区) 植栽地管理委託業務
動植管 第3号 愛媛県立とべ動物園(C工区) 植栽地管理委託業務

(2) 委託する業務の仕様その他明細

別添入札公告5(2)のとおり閲覧に供する図面及び仕様書(実施設計書及び特記仕様書を含む。以下「設計書等」という。)のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格(業務別)

業務ごとの入札参加者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業者格付け事務取扱要領(平成11年3月23日土第381号)第5条の規定による建設業者格付け結果通知(開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下「格付け結果通知」という。)の格付け、格付け総合数値等が、表に掲げる要件をすべて満たす者であること。

業務名	業種	格付け等級
動植管第1号 愛媛県立とべ動物園(A工区)植栽地管理委託業務	造園	A等級、B等級、C等級
動植管第2号 愛媛県立とべ動物園(B工区)植栽地管理委託業務	造園	A等級、B等級、C等級
動植管第3号 愛媛県立とべ動物園(C工区)植栽地管理委託業務	造園	A等級、B等級、C等級

(2) 次の業務の落札者でないこと。

ア 動植管 第2号 愛媛県立とべ動物園(B工区) 植栽地管理委託業務については、
動植管 第1号 愛媛県立とべ動物園(A工区) 植栽地管理委託業務の落札業者でないこと。

イ 動植管 第3号 愛媛県立とべ動物園(C工区) 植栽地管理委託業務については、
動植管 第1号 愛媛県立とべ動物園(A工区) 植栽地管理委託業務および動植管
第2号 愛媛県立とべ動物園(B工区) 植栽地管理委託業務の落札業者でないこと。

3 入札日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月16日(月曜日) 16時
1に掲げる順に入札をおこなう。

(2) 入札及び開札の場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

4 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙 1)

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

とべ動物園 植栽地管理委託業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定には該当しない。
- 2 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 3 この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 4 この業務について、建設業者格付けは下記のとおりである。
※建設業者格付け結果通知の写しを添付

業種	格付け等級
造園	<input type="checkbox"/> A 等級 <input type="checkbox"/> B 等級 <input type="checkbox"/> C 等級

様式1

入札書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 村上 忠 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

(消費税及び地方消費税 別途)

ただし、動植管第 号 愛媛県立とべ動物園 (工区) 植栽地管理委託業務

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

委任状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
名 称
氏 名 印

私は、住所 を代理人と定め、下記の
氏名 印
委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

- 1 動植管第 号愛媛県立とべ動物園(工区)植栽地管理委託業務

見 積 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 村上 忠 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

(内消費税 円)

ただし、動植管第 号 愛媛県立とべ動物園 (工区) 植栽地管理委託業務

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ見積
いたします。

基づく甲の権限の一部を監督員に委任したときは、当該権限の内容を書面をもって乙に通知しなければならない。権限の内容を変更したときも同様とする。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第5条 乙は、現場代理人及び現場における委託業務の施行の技術上の管理を司る専任の主任技術者(以下これらを「現場代理人等」という。)を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人等を変更したときも同様とする。

(施行時期)

第6条 乙が行う各種作業の実施時期は、監督員から特に指示がある場合を除き、仕様書によるものとする。

(委託業務関係者に対する措置請求)

第7条 甲又は監督員は、乙及び現場代理人等が委託業務を実施するために使用している労働者等が、委託業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項についての措置を決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項についての措置を決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料を変更または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。ただし、契約額の100分の2未満の増額は行わない。

- 2 委託料を変更する場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(損害のために必要となった経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要となった経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の

責に帰すべき事由による場合においては、甲は、当該損害のために必要となった経費相当額を乙に支払うものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(実績報告)

第10条 乙は、委託期間が終了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、内容について検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査により委託業務が適正に執行されたと認められたときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第12条 乙は、委託期間の終了前に、委託業務の終了部分及び現場に搬入した資材に相応する委託料相当額の10分の9に相当する額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中、4回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、予め当該請求にかかる委託業務の終了部分及び現場に搬入した資材を明らかにする写真を添付した書面をもって、甲に検査を求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその検査を行い、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

3 部分払のうち損料及び諸経費にかかるものについては、前項の規定により甲が検査した終了部分との比率により、甲が算出するものとし、乙はこれに対して異議の申立ができないものとする。

4 乙は、第2項の規定による検査結果の通知を受けたときは、書面をもって部分払の請求をすることができる。この場合において、甲は、当該請求のあった日から起算して30日以内に支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払の支払があった後さらに部分払の請求をする場合においては、第1項の「委託料相当額」とあるのは、「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の施行の必要がなくなったとき。

(2) 乙が、この契約に違反したとき。

(3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了部分を検査の

うえ、適正に執行されたと認める部分に相応する委託料を支払わなければならない。

3 前項の場合において、前条の規定による部分払をしているときは、その部分払の額を終了部分に相応する委託料から控除する。

4 第1項第2号又は第3号の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を執行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義は、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠

乙